

IV 学校教育支援専攻（修士課程）

1 アドミッションポリシー

本専攻は、①学校のみならず家庭や社会の中で問題行動を繰り返す児童生徒や障害のある児童生徒について、臨床心理学的な観点や教育学的、生理学的観点等から分析、理解を深めるとともに、児童生徒の「心の教育」や「心の健康の向上」をめざして、専門的知見に裏づけられた対応能力を身につけ、メンタルヘルスや特別支援教育のスペシャリストとしての資質の育成、②外国人児童生徒及び海外からの帰国児童生徒に対し、適切な指導助言を含む日本語教育の支援を行う能力を養うとともに、地域社会の外国人の支援や国際理解教育及び国際交流を推進する能力の育成を目的としています。

このため、各専修では、以下のような人を求めています。

（1）教育臨床心理専修

教育臨床心理専修は、現代人の抱える心の病気、家庭・学校・社会にみられる子どもの教育的、臨床的諸問題を教育臨床心理学の視点から理解し、分析し、その解決法を修得していきます。また日常の生徒指導・教育相談場面において遭遇する具体的な問題に対処するための専門的な心理学的臨床的対応能力を育成します。あわせて、障害児に関する教育学的、心理学的、生理学的な理解を深めるとともに、障害児の発達を支援するための専門的能力を養います。

したがって、本専修では次のような人を求めています。

- ア. 臨床心理士の資格取得をめざしている人
- イ. 心理学の専門的な知識と技術を身につけた教員をめざしている人
- ウ. 特別支援教育の専門的な知識と技術を身につけた教員をめざしている人
- エ. 心理学または特別支援教育の研究に強い向上心をもっている人

（2）日本語支援教育専修

国内外における日本語支援が高まりを見せています。国内の学校教育の現場においては、外国人児童生徒および帰国児童生徒が増加しており、生活指導・教科指導のための日本語支援能力を身につけた教員が必要になっています。急増する在住外国人に対する日本語支援も日本社会の重要な課題です。海外における日本語学習者支援の需要も増える一方です。日本語支援専修では、全国的にも稀な幅広い領域の教育内容を提供する中で、このような国内外のニーズに応えうる日本語支援教育専門家を養成します。

したがって、本専修では次のような人を求めています。

- ア. 外国人児童生徒および帰国児童生徒に対する生活指導・教科指導のための日本語支援に必要な知識・能力を身につけたい人
- イ. 学校教育以外の場においても在住外国人への日本語支援を行いうる知識・能力を身につけたい人
- ウ. 海外においても日本語教育に従事し、日本文化の発信に寄与できる力を養いたい人
- エ. 世界各地域の言語・文化について学ぶことにより、多文化理解の素地を身につけ、学校教育現場における国際理解教育の推進、また広く国際交流に貢献できる力を身につけたい人
- オ. 外国人留学生で帰国後日本語教師として活躍したい人

2 専攻・専修及び募集定員

専攻	専修	分野	募集定員
学校教育支援	教育臨床心理	臨床心理学、教育心理学、発達心理学、特別支援教育	若干名*
	日本語支援教育	言語教育、言語文化、言語心理、国際文化、文化共生	

備考：* 募集定員は、平成 20 年度宮崎大学教育学研究科（修士課程）学校教育専攻の教育臨床心理専修及び日本語支援教育専修の合格者で、学校教育支援専攻の各専修への入学の意思を示している者を除く。

- (1) 上記募集定員には、外国人留学生も含む。
- (2) 募集定員全体の 3 分の 1 程度は、現職教員等（現に学校または教育諸関係機関に専任として在職している者で、入学時まで 3 年以上の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する者）の受入れ枠とする。

3 出願資格

出願できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び平成 20 年 3 月卒業見込みの者
 - (2) 学校教育法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 20 年 3 月までに授与見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
 （「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは特別支援学校教諭の専修免許状または 1 種免許状を有する者で 22 歳に達した者」などである。）
 - (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 20 年 3 月までに修了見込みの者
 - (7) 学校教育法第 67 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (8) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
- (注) 出願資格 (7)、(8) 及び (9) による出願希望者は、出願資格に関する事前審査を行うので、平成 19 年 12 月 27 日(木)までに、教育文化学部教務厚生係（TEL 0985-58-2891）へ事前審査を希望する旨を申し出ること。なおこの期限内に申し出がない場合は、願書を受け付けないことがあるので注意すること。

4 出願書類等(各選抜方法による出願書類一覧)

出願書類等の名称	本学 所定の 様式	留 意 点	各選抜方法による出願書類					
			一般	外国人 留学生	現職教員等			
入 学 志 願 書	5	・*印以外の所定の欄は、全て記入すること。 ・写真(4cm×3cm)は、上半身、脱帽、正面向きで、出願前3カ月以内に撮影したものを貼付すること。	○	○	○			
受 験 票								
成 績 証 明 書		出身大学長又は学部長等が作成したもの。	○	○	○			
卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書		出身大学長又は学部長等が作成したもの。	○	○	○			
外国人登録証明書又はパスポートの写し		在留資格、在留期間を明示したもの。	/	○	/			
教育職員免許状授与証明書又は教育職員免許状の写し		免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの。	該 当 者					
研 究 計 画 書	6	本学所定の用紙によること。	○	○	○			
研究業績調書及び研究報告・論文・作品等	7	現職教員等で、教育現場における教育・研究業績等の審査をもって、学力検査筆記試験(専門科目)の代替措置を希望する場合は、本学所定の様式により研究業績調書を提出すること。その際は、研究業績調書に記載した研究報告・論文・作品等(原本又は写し)を添付すること。「5 選抜方法の(3)現職教員等の選抜方法の学力検査科目」を参照のこと。	/	/	○ (代替措置の希望者のみ)			
受 験 承 諾 書	8	大学院に在籍している者は、在籍している大学院の学長又は研究科長の受験承諾書。	該 当 者					
	8	現に学校及び教育関係諸機関に専任として在職している者で現職のまま入学を希望する者は、本学所定の様式により、所属長の作成した受験承諾書と、県立学校教員等については県教育長、市町村立学校教員等については市町村教育長の承諾書を併せて提出すること(1年次フルタイム方式及び大学院修学休業制度の場合は、市町村立学校教員等でも県教育長の承諾書が必要)。			様	休 大 学 院 制 度 修 学		
	9				式			
	10				式			
				フル 1 年 タ イ ム 次	夜 間			
					8	○	○	○
					9	○	○	○
					10	○	○ (県立 学校は 不要)	○ (県立 学校は 不要)
払込証明書貼付台紙	11	本学所定の用紙に検定料払込証明書(C票)を貼付すること。	○	○	○			
あ て 名 票	12	本要項に添付の用紙に合格通知及び入学手続書類を受け取る際の住所・氏名・郵便番号を記入すること。	○	○	○			
受験票返信用封筒		本学所定の封筒によること(出願者には受験票を送付するので、住所・氏名・郵便番号を明記のうえ、350円切手(速達)を貼付すること)。但し、出願書類を持参する者は不要。	郵 送 者 の み					
入 学 検 定 料 (30,000円)		本要項に添付の振込用紙(学校教育支援専攻用)を使用し、検定料(30,000円)を納付すること。なお、出願書類受理後は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、次の場合は検定料の返還請求ができます。①出願書類等を提出しなかった又は出願が受理できなかった場合②検定料を誤って二重に振り込んだ場合	○	○ (国費外 国留学生 は不要)	○			
日本留学試験成績通知書の写し※		日本留学試験成績通知書の写しは、いかなる理由があっても返還しない。	/	○ (日本語支 援教育専修 志願者の み)	/			

※ ただし、「日本留学試験」が受験不可能な国においては、「日本語能力試験」1級の合格認定書で代替できる。

5 選抜方法

(1) 一般の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査〔筆記試験及び口述試験〕及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行う。

学力検査科目

専攻	専修	領域	筆記試験		口述試験
			外国語科目	専門科目	
学校教育支援	教育臨床心理	臨床心理学	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○中国語 (1科目選択) 〔辞書の持ち込みについては、1冊のみとする。ただし電子辞書は不可〕	臨床心理学Ⅰ 臨床心理学Ⅱ	主として専攻・専修に関わる内容について試問する。
		教育心理学		教育心理学	
		特別支援教育		特別支援教育	
	日本語支援教育	日本語教育学			

注：(1) 入学志願書の筆記試験の受験科目欄に、受験する科目名を記入すること。

(2) 教育臨床心理専修臨床心理学領域の「臨床心理学Ⅱ」では、臨床心理学を学ぶ上で必要な英語力を試験する。
(辞書の持ち込みは不可)

(2) 外国人留学生選抜方法^{*}

入学者の選抜は、学力検査〔筆記試験及び口述試験〕及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行う。

学力検査科目

専攻	専修	領域	筆記試験	口述試験	面接
			専門科目		
学校教育支援	教育臨床心理	臨床心理学	臨床心理学Ⅰ 臨床心理学Ⅱ	主として専攻・専修に関わる内容について試問する。	志願者の就学条件である、研究意欲・研究能力・日本語の会話能力を判定する。
		教育心理学	教育心理学		
		特別支援教育	特別支援教育		
	日本語支援教育	日本語教育学			

※ 日本の国籍を有しない者であっても日本の大学を卒業した者(卒業見込みの者)については、この選抜に含まない。

注：(1) 筆記試験を課す専修の志願者は、入学志願書の専門科目欄に、受験する科目名を記入すること。

(2) 教育臨床心理専修臨床心理学領域の「臨床心理学Ⅱ」では、臨床心理学を学ぶ上で必要な英語力を試験する。
(辞書の持ち込み不可)

(3) 筆記試験の解答は、日本語とする。ただし、教育臨床心理専修については、日本語または英語とする。

(4) 口述試験は、日本語とする。

(5) 面接は、日本語で行う。

(6) 日本語支援教育専修の志願者は、「日本留学試験」の結果の報告を義務づける。(ただし、「日本留学試験」が受験不可能な国においては、「日本語能力試験」1級の合格認定書で代替できる。)

(3) 現職教員等の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査〔筆記試験及び口述試験〕及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行う。ただし、教育現場における教育・研究実践の研究業績をもって、学力検査筆記試験（専門科目）と代替することができる。

<学力検査筆記試験（専門科目）を受ける場合>

学力検査科目

専攻	専修	領域	筆記試験	口述試験
			専門科目	
学校教育支援	教育臨床心理	教育心理学	教育心理学	主として専攻・専修に関わる内容について試問する。
		特別支援教育	特別支援教育	
	日本語支援教育	日本語教育学		

注：(1) 入学志願書の筆記試験の受験科目欄に、受験する科目名を記入すること。

<学力試験（専門科目）の代替措置を希望する場合>

教育現場における教育・研究実践の研究業績等をもって、学力検査筆記試験（専門科目）の代替を希望する場合は、次の学力検査（口述試験）及び研究業績等（志望する専攻・専修に関するもの）の審査を行う。以下に示す必要書類を願書出願先に提出すること。

学力検査科目

学力試験（口述試験）	研究業績書等の審査（必要書類）
主として専攻・専修にかかわる内容について試問する。	審査の対象とする研究業績等（研究報告・論文・作品等）については、次のとおりとする。 (1) 著書、公開された作品等 (2) 学会誌、研究機関等の研究紀要、その他雑誌等に掲載された論文 (3) 地区研究会、県・文部科学省等の指定研究発表会、その他教育・教科等の研究会における研究報告 (4) その他これに準ずるもの

注：審査の対象となる研究業績等は、本学所定の研究業績調書に、「著書」、「論文」、「研究報告」、「教育実践、記録・報告」及び「作品等」に区分のうえ、個々の業績の題目・概要（200字以内）等を記載し、それらの原本または写しを提出すること。なお、研究業績等の内容が志望する専修の研究領域にふさわしくなかったり、所定の様式が守られていない場合には、評価の対象とならないので注意すること。

6 現職教員等の教育方法について

(1) 現職教員等の特例による教育方法について

現職教員等に対しては、より高度の教育を受ける機会を拡大するための措置として、所轄教育委員会及び学校法人等の適用希望に基づき、大学院設置基準第14条（「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導の適当な方法により教育を行うことができる。」）に定める教育方法の特例措置を適用することができる。

特例による教育方法は、2年次のみに適用する「1年次フルタイム方式」と、1・2年次にわたって適用する「1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間方式）」の2方式とする。

なお、2方式について専修により内容が異なりますのでご注意ください。

「1年次フルタイム方式」

- ① 1年次にあたっては、現職を離れて、昼間に開講される授業を履修するとともに研究指導を受けるものとする。
- ② 2年次にあつては、在職校等に勤務しながら、研究科の指定した時間または時期等（通常の授業時間及び夜間、夏季・冬季の休業期間等）に通学し、課題研究6単位を含め課程修了に必要な残りの単位を修得するとともに、修士論文を作成するものとする。
- ③ 2年次には、指導教員の承諾を得て、夜間方式の授業も履修することができるものとする。

「1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間方式）」

- ① 1・2年次とも、原則として、夜間（1・2時限：18時20分～19時50分、3・4時限：20時00分～21時30分）、夏季・冬季の休業期間中及び土曜日の午後が開講される授業を履修するとともに研究指導を受け、課程修了に必要な32単位を修得するものとする。そのうち課題研究の6単位は2年次において修得するとともに、修士論文を作成するものとする。
- ② 指導教員の承諾を得て、昼間（通常の時間帯）の授業（休業期間中の集中講義を含む）も履修することができるものとする。

(2) 大学院修学休業制度による教育方法について

上記の(1)の他に、平成13年度より教育公務員特例法等の一部を改正する法律による大学院修学休業制度（「1種免許状または特別免許状を所持する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、研修を行うための休業をすることができる。」）を適用することができる。

大学院修学休業制度による教育方法は、「1・2年次フルタイム方式」とする。

いずれの方式も、所定の休業中、身分を保有しながら現職を離れて、通常時間帯に開講される授業を履修するとともに研究指導を受け、課程修了に必要な32単位を修得するものとする。そのうち課題研究の6単位は2年次あるいは3年次において修得するとともに、修士論文を作成するものとする。

(3) 授業の夜間開講について

現職教員向けの夜間の授業は昼間とは別立てで開講される。学校教育支援専攻の全ての専修は、昼間は毎年開講、夜間は奇数年・偶数年に2区分される隔年方式で開講される。

また、共通科目に関しては夜間ともに毎年開講される。

7 取得可能な教員免許状（専修免許状）

本専攻において取得可能な専修免許状は、次のとおりである。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合は、取得しようとする専修免許状（中学校教諭及び高等学校の専修免許状については、その免許教科）の1種免許状を有することが必要である。

専攻	専修	取得可能な専修免許状	
		種類	教科
学校教育支援	教育臨床心理 日本語支援教育	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状(注)	

(注) 専修免許状に必要な特別支援教育関係科目と特別支援教育課題研究をあわせて24単位修得した者